

改 正 後	改 正 前
第1章 価格差補てん事業に係る契約の締結 1 (1) [略] 2 (1) [略] ①～③ [略] ④ A荷受組合は、<u>基本契約初年度に限り畜産経営者が全日基業務方法書第4条に規定する家畜の頭羽数を常時飼養して畜産経営を営んでいることを示す証拠書類（数量契約締結日の直近の畜産物の出荷伝票等のコピー）を②の契約数量別表に添付する。ただし、基本契約期間中に新規加入する者（他基金からの基金間移動者も含む）にあつては、②の契約数量別表に添付しなければならない。</u> 以 下 [略] <u>附 則</u> <u>変更後の要領は、令和9年度補てん契約締結から適用する。</u>	第1章 価格差補てん事業に係る契約の締結 1 (1) [略] 2 (1) [略] ①～③ [略] ④ A荷受組合は、<u>畜産経営者が全日基業務方法書第4条に規定する家畜の頭羽数を常時飼養して畜産経営を営んでいることを示す証拠書類（数量契約締結日の直近の畜産物の出荷伝票等のコピー）を②の契約数量別表に添付する。</u> 以 下 [略]

新 規 定	参 考（現行事務処理要領）								
附則 10 <u>第 4 章の 1 の規定にかかわらず令和 8 年熊本地震の発生により被災された加入者及び、令和 8 年梅雨前線豪雨、令和 8 年 8 月千葉豪雨等により被災された加入者が、令和 8 年度第 3 四半期より追加契約数量変更する場合、該当する基金協会は当該申請書を次に定める期限までに全日基に対し提出することができる。</u> <u>令和 8 年度第 3 四半期より契約数量変更する場合</u> 令和 8 年 <u>11 月 10 日</u>	第 4 章 基金協会数量契約の変更 [略] 1 [略] ただし、第 3 章 2（3）の追加数量変更処理に基づく契約数量変更申請書の提出期限は次のとおりとする。 <table data-bbox="1153 550 2004 766"> <tr> <td colspan="2">追加契約数量変更申請書の提出期限</td></tr> <tr> <td>第 2 四半期より契約数量を変更する場合</td><td>6 月 25 日</td></tr> <tr> <td>第 3 四半期より契約数量を変更する場合</td><td><u>9 月 25 日</u></td></tr> <tr> <td>第 4 四半期より契約数量を変更する場合</td><td>12 月 25 日</td></tr> </table> [略] 第 5 章 通常補てん積立金、異常補てん積立金及び別途納付金の納付 [略] 1 加入者通常積立金	追加契約数量変更申請書の提出期限		第 2 四半期より契約数量を変更する場合	6 月 25 日	第 3 四半期より契約数量を変更する場合	<u>9 月 25 日</u>	第 4 四半期より契約数量を変更する場合	12 月 25 日
追加契約数量変更申請書の提出期限									
第 2 四半期より契約数量を変更する場合	6 月 25 日								
第 3 四半期より契約数量を変更する場合	<u>9 月 25 日</u>								
第 4 四半期より契約数量を変更する場合	12 月 25 日								

新 規 定	参 考 (現行事務処理要領)														
附則 11 第 5 章の 1 の (2) の規定にかかわらず、令和 8 年熊本地震により被災された加入者及び令和 8 年梅雨前線豪雨、令和 8 年 8 月千葉豪雨等により被災された加入者がいる場合、該当する基金協会は、次に定める期限までに、全日基に対し通常補てん積立金を納付することができる。 <table data-bbox="443 651 907 750"> <tr> <th colspan="2">積立金納付期限</th></tr> <tr> <td>第 3 四半期</td><td>12 月 30 日</td></tr> </table> 附則 12 上記附則 11 の定めにより、通常補てん積立金の納付を延期した場合であっても、それに伴う延滞利息は発生しない。 附 則 変更後の要領は、令和 8 年度第 3 四半期に適用する。	積立金納付期限		第 3 四半期	12 月 30 日	(1) [略] (2) 基金協会は、前項により請求を受けたときは、荷受組合を通じ加入者より積立金を徴収のうえ、次に定める期限までに請求金額を全日基の指定する銀行口座に電信振込により全日基に納付する。 <table data-bbox="1400 598 1863 853"> <tr> <th colspan="2">積立金納付期限</th></tr> <tr> <td>第 1 四半期</td><td>4 月 30 日</td></tr> <tr> <td>第 2 四半期</td><td>6 月 30 日</td></tr> <tr> <td>第 3 四半期</td><td>9 月 30 日</td></tr> <tr> <td>第 4 四半期</td><td>12 月 31 日</td></tr> </table> (3) [略] (4) [略] (5) 全日基は、基金協会が納付する通常積立金が、前記 (2) の積立金納付期限から 2 日間（金融機関の非営業日を除く。）より遅れて納付された場合は、積立金納付期限より遅延した日数に応じて延滞利息を補てん契約に基づき基金協会に請求する。	積立金納付期限		第 1 四半期	4 月 30 日	第 2 四半期	6 月 30 日	第 3 四半期	9 月 30 日	第 4 四半期	12 月 31 日
積立金納付期限															
第 3 四半期	12 月 30 日														
積立金納付期限															
第 1 四半期	4 月 30 日														
第 2 四半期	6 月 30 日														
第 3 四半期	9 月 30 日														
第 4 四半期	12 月 31 日														